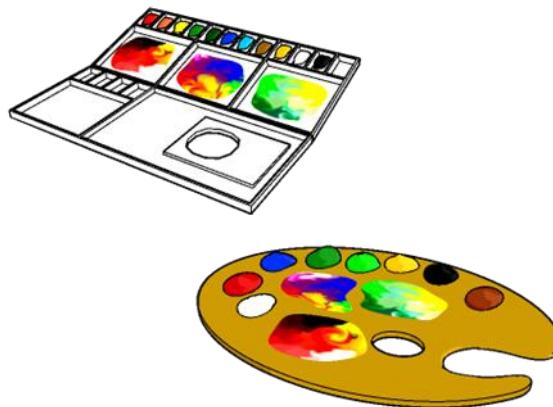


お客様用資料  
意匠制度編  
(2025年度版)

～意匠登録をお考えのお客様へ～



Design

中川特許事務所

弁理士 中川 淳宗

## ～ 目 次 ～

I.	意匠権の保護の対象	1
II.	意匠登録のメリット	9
III.	意匠登録までの手続	11
IV.	意匠登録の費用料金	14
V.	意匠登録の申請様式	18
VI.	意匠登録の質問相談	23



## I. 意匠権の保護の対象

### 1. 発明の4つの要件

「意匠法」は、意匠権によって意匠を保護するための法律です。そうすると、特許庁に出願を行って意匠登録を行うためには、まず、お客様の意匠（デザイン）が意匠法の定める「意匠」でなければなりません。意匠法が定める意匠に該当するためには、以下の4つの要件を全て満たしている必要があります。

意匠の1つ目の要件は「物品・画像・建築物」のいずれかに関するものであると認められることです。まず、物品とは、有体物であって市場で流通する動産のことです。例えば、花瓶であれば物品と認められます。しかし、以下の4つのものは物品とは認められません。

- ・動産でないもの

例) 庭園や道路といった土地、家屋やビルといった建物などの不動産

- ・固体以外のもの

例) 電気・光・熱・プログラムなどの無体物、液体、気体

- ・粉状物や粒状物が集合しているもの

例) 粉砂糖、塩、小麦粉

- ・物品の一部であるもの

例) スカートの裾の部分

次に、画像を含む意匠には、「**画像意匠**（物品から離れた画像自体）」と、「**物品や建築物の部分に画像を含む意匠**（物品などの部分としての画像を含む意匠）」の2種類の意匠があります。画像意匠とは、その画像を表示する物品や建築物を特定せずに、画像それ自体を意匠法による保護の対象とする意匠のことです。画像意匠には、以下の2種類があります。

- ・操作画像（機器の操作の用に供されるもの）

例) クリックするとソフトウェアが起動するアイコン用の画像

- ・表示画像（機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの）

例) 医療用の測定機器が看者の血圧や心拍数などの身体の状態を測定した結果を表示するための画像

また、物品や建築物の部分に画像を含む意匠とは、物品や建築物に記録されており、モニターのような表示部に示された画像のことであって、以下の2種類の意匠があります。



- ・物品などの機能を発揮するための操作画像（画像を表示する物品などの機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの）

例）音楽を再生する装置において再生する音楽を選択するための画像

- ・画像を表示する物品などの機能を果たすために必要な表示を行うもの（物品などの機能にとって必要な表示画像）

例）電子メトロノームにおいて、その画面に表されるテンポを示す画像

そして、建築物の意匠に該当するためには、「**土地の定着物であること**」および「**人工構造物であること**」という2つの要件を満たす必要があります。土地とは、高低や傾斜などの地形を問わず、海底や湖底などの水底も含みます。また、定着物とは、継続的に土地に固定して使用されるもののことです。

よって、住宅のように地上にある建築物だけでなく、海底ホテルや湖底水族館といった水底に設置される建築物も、建築物の意匠に当たります。以下の3つのものは、上記の物品の意匠には該当しますが、建築物の意匠には該当しません。

- ・**土地に定着するものの動産として取引されるもの**

例）道路標識、信号機、街路灯

- ・**一時的に設置されるにすぎないもの**

例）工事現場に設置されているプレハブ小屋

- ・**登記の対象になり得るけれどあくまでも動産として取引されるもの**

例）船舶、航空機

**【建築物の意匠の2つの要件】**  
①「**土地定着物**」であること  
②「**人工構造物**」であること

建築物については、建築基準法にその定義規定があります。しかし、意匠法の保護対象はそれより広く解釈されており、建設される物体を指し、土木構造物を含むとされています。よって、住宅などの建築基準法上の建築物だけでなく、同法では建築物に当たらない橋などの形態も建築物の意匠になり得ます。

人工構造物には、その外観だけでなく、通常の使用状態で内部の形態が視認されるものは、その内部の形態も含まれます。住宅でいえば、居間などの住宅の内部も、普通に住んでいれば見えますから、建築物の意匠になり得ます。一方、住宅の壁裏などは、普通に住んでいても見えませんから、建築物の意匠には当たりません。以下の3つのものは、人工構造物ではないので、建築物の意匠には当たりません。

- ・**人の手が一切加わっていないもの**

例）自然の山、川、岩

- ・**人の手が加わっているが自然の地形が主要な部分になっているもの**

例) ゴルフコース、スキー場のゲレンデ

- ・ 土地そのものや土地を造成しただけもの

例) 宅地造成地

意匠の2つ目の要件は「**形態性があること**」です。意匠法では、形状、模様、色彩またはこれらを合わせたものを形態と呼びます。「**形状**」とは上記の物品や建築物の外側の形のこと、「**模様**」とは形状の表面的な装飾のこと、「**色彩**」とは単一色による着色のことをいいます。

また、物品や建築物自体の形態でなければなりません。例えば、花柄のコーヒーカップは、コーヒーカップという物品自体の形態ですから、意匠に該当します。しかし、コーヒーカップに入れたカフェラテに花柄を描いたカップ入り飲料は、その形態を保ちつつ流通し得ないため、意匠に該当しません。

意匠の3つ目の要件は「**視覚性があること**」です。視覚性とは、意匠登録出願の対象である全体の形態が肉眼で認識できることです。以下の3つのものは、視覚性がないため意匠ではないとされています。

- ・ 粉状物または粒状物

例) 粉砂糖1粒の形態

- ・ 通常の取引状態において外部から視認できない部分の意匠

例) 自動車用エンジンの内部の形態

- ・ 微細な部分に係る形態であって肉眼では認識することができない意匠

例) 粉砂糖1粒の一部についての形態

意匠の4つ目の要件は「**美感性があること**」です。美感性は、美術作品のような高尚な美を備えることを要求するものではなく、何らかの美感を起こさせれば十分であるとされています。しかし、以下の2つのものは、美感性がないため意匠ではないとされています。

- ・ 機能や作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの

例) 電波を受信するという機能を発揮すべく一定の形状にせざるを得ないパラボラアンテナ

・ 意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの

例) 部材が複雑に配置されているだけで、見る人にうるさい感じしか与えない電子回路

#### 【意匠の4つの要件】

- ①「**物品・建築物・画像**」であること
- ②これらの「**形状・模様・色彩**」であること
- ③「**視覚性**」があること
- ④「**美感性**」があること

## 2. 特殊な意匠の制度

意匠法は、上記のような通常の意匠以外に、特殊な意匠を保護するための制度として、以下の5種類の制度を設けています。お客様のニーズに合わせた意匠法による保護を受けることが可能です。



1つ目の制度として「**部分意匠**」があります。この制度は、物品・建築物・画像の一部の形態についても、意匠として保護するための制度です。例えば、スプーンについていえば、スプーン全体の意匠について意匠登録を行うこともできます。しかし、スプーンの柄の部分の意匠についてのみ意匠法による保護を受けたい場合には、スプーンの部分意匠として意匠登録を受けることができます。

2つ目の制度として「**組物の意匠**」があります。この制度は、一定の組物を構成する物品・建築物・画像に係る意匠が組物全体として統一性を備えている場合、これを一つの意匠として意匠登録を認める制度です。例えば、同じ花柄模様を付けたスプーン・フォーク・ナイフのセットについて意匠権を取得したい場合には、組物の意匠として意匠登録を受けることができます。

3つ目の制度として「**内装の意匠**」があります。この制度は、店舗などの内部の設備や装飾（内装）を構成する物品・建築物・画像が、内装全体として統一的な美感を起こさせる場合に、これを一つの意匠として意匠登録を認める制度です。例えば、同じ花柄模様を付けた机・椅子・カウンターからなる喫茶店の内装について意匠権を取得したい場合には、内装の意匠として意匠登録を受けることができます。

4つ目の制度として「**関連意匠**」があります。この制度は、自社が出願や意匠登録を行った複数の意匠の中から選んだ一つの意匠（本意匠）に類似する意匠（関連意匠）について、一定の条件を満たせば意匠登録を認める制度です。この制度を利用することで、一つのデザインコンセプトから生まれるバリエーションのデザインも適切に保護することができます。

5つ目の制度として「**秘密意匠**」があります。この制度は、意匠登録の日から最長で3年間、特許庁はその意匠の内容を秘密にする制度です。この制度を利用することで、自社のデザインの傾向を他社に察知されることなく、意匠登録を行ったデザインを市場に出す準備をすることができます。

### 3. 意匠権取得の要件

上記のような意匠法が規定する意匠の要件を満たすだけでは、特許庁に出願を行っても、意匠権を取得することはできません。意匠登録を行うためには、意匠法が定めるさまざまな「**意匠登録の要件**」を満たす必要があります。以下では5つの主な意匠登録の要件についてご説明します。

#### 1) 工業上利用可能性

1つ目の意匠登録の要件は「**工業上利用可能性**」です。これは、その意匠が同一のものを複数製造・建築・作成できることです。例えば、花瓶に関する意匠であれば、工場などで量産することができますから、工業上利用可能性が認められます。

ただし、特許法および実用新案法における産業上利用可能性と同様、意匠が実際に工業上利用されている必要はなく、あくまでもその可能性があれば十分です。つまり、実際にそのデザインを用いた製品を作っているといった必要はありません。ただし、以下の2つの意匠は、工業上利用可能性がないため、意匠登録を行うことができないとされています。

- ・自然物を主な要素として利用したもので量産することができないもの  
例) 自然の石をそのまま利用した置物、動物や植物の標本
- ・純粹美術の分野に属する著作物  
例) 絵画、版画、写真、彫刻

#### 2) 新規性

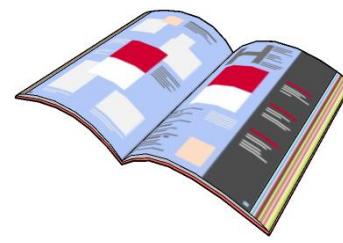
2つ目の意匠登録の要件は「**新規性**」です。この要件は、特許法や実用新案法における新規性の要件と同様です。新規性とは、意匠登録出願時における意匠の客観的な新しさのことです。新規性があるか否かは、特許庁に意匠登録の出願書類を提出した何時何分まで考慮して判断されます。

また、新規性があるか否かは、日本国内外で生じた事実を基準として判断されます。例えば、日本で出版された刊行物に記載されている意匠はもちろん、欧州で出版された刊行物に記載されている意匠にも新規性はありません。日本では、以下の4つの意匠が新規性のない意匠として取り扱われています。

- ・**公然知られた意匠（公知意匠）**  
不特定の人に秘密でないものとして知られた意匠のことです。
- ・**頒布された刊行物に記載された意匠（刊行物公知意匠）**  
新聞や雑誌など各種の情報伝達媒体に掲載されている意匠のことです。

・電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠  
(インターネット公知意匠)

インターネット上に公開されているウェブサイトに掲載されている意匠のことです。



・上記の3つの意匠に類似する意匠（類似意匠）

特許法および実用新案法における新規性とは異なり、意匠法では公知意匠などに類似する意匠も新規性がないとされています。これは、デザイナーからすれば、刊行物に掲載されている意匠などに類似する意匠は、簡単に制作することができるため、意匠権を与えて保護する必要がないからです。

### 3) 創作非容易性

3つ目の意匠登録の要件は「**創作非容易性**」です。この要件は、特許法や実用新案法における進歩性の要件に相当する要件です。創作非容易性があるか否かは、その意匠の分野における通常の知識を有する者（当業者）を基準として判断されます。例えば、先ほどの花瓶の意匠でいえば、花瓶のデザイナーを基準として判断されます。

創作非容易性とは、当業者であっても、意匠登録出願時に公然と知られた形態や画像などから、簡単に出来た意匠を創作できないことです。創作非容易性があるか否かも、上記の新規性と同様に、意匠登録出願時を基準として判断され、日本国内外で生じた事実を基準として判断されます。特許庁では、以下の7つの意匠は、当業者が容易に創作できるため、創作非容易性がないものとして取り扱っています。

① 置き換えの意匠

例) 公知の帽子のワッペンを別のワッペンに取り換えただけの意匠

② 寄せ集めの意匠

例) 公知の装飾体に吊下げ金具を取り付けただけのキー ホルダーの意匠

③ 一部の構成の単なる削除による意匠

例) 箱を3つ並べた公知のごみ箱につき箱を1つ削除しただけの意匠

④ 配置の変更による意匠

例) 公知のテレビ用リモコンにおけるボタン配置を左右逆にした意匠

⑤ 構成比率の変更による意匠

例) 公知の飲料用パックについて、その長さを短くしただけの意匠

⑥ 連続する単位の数の増減による意匠

例) 公知の回転警告灯の段数を増やしたり減らしたりしただけの意匠

⑦ 物品などの枠を超えた構成の利用・転用による意匠

例) リンゴの形態をそのまま転用しただけのペーパーウエイトの意匠

#### 4) 先願主義

4つ目の意匠登録の要件は「**先願主義**」です。これは、同一または類似の意匠について2件以上の意匠登録出願があった場合、最も早く特許庁に出願を行った者に意匠権を与えるという考え方です。

例えば、花瓶Aについて、X社が意匠登録を出願した翌日に、Y社も意匠登録を出願した場合は、X社が花瓶Aの意匠権を取得することができます。また、X社が意匠登録を出願した日と同じ日にY社も意匠登録を出願した場合には、どちらが花瓶Aの意匠権を取得するかを両社で協議して決定します。もし、この協議がまとまらなければ、X社もY社も花瓶Aの意匠権を取得することはできません。

特許法や実用新案法も先願主義を採っていますが、意匠法は類似意匠についても先願主義を適用する点が異なります。ただし、同一人が類似意匠を出願する場合は、上記の関連意匠制度を利用することによって、類似意匠についても意匠権を取得することができます。

#### 5) 不登録事由

5つ目の意匠登録の要件は「**不登録事由**」に該当しないことです。この要件は、特許法や実用新案法における不特許事由に相当する要件です。意匠法は、公益的な見地または産業政策的な見地から意匠権を与えるべきでない意匠として、以下の4つの意匠を規定しています。

① 公の秩序を害するおそれがある意匠

例) 日本や外国の元首の肖像や国旗を表している意匠

② 善良の風俗を害するおそれがある意匠

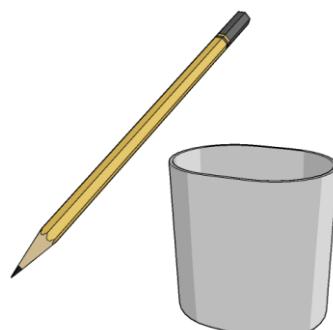
例) わいせつ物を表している意匠

③ 他人の提供する商品などと混同を生ずるおそれがある意匠

例) 他社の著名なブランドを表している意匠

④ 物品の機能などを確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

例) 互換性を確保すべくドーナツ型を採用せざるを得ない磁心の形状



#### 4. 意匠権の取得者

意匠権を取得するためには、特許庁に意匠を出願した者がその意匠について「**意匠登録を受ける権利**」を保有していなければなりません。意匠登録を受ける権利とは、特許法上の特許を受ける権利と同様の権利であって、創作者（デザイナー）が意匠（デザイン）を完成させてから、出願人が意匠権を取得するまで、その意匠を仮に保護するための権利です。

意匠登録を受ける権利は、デザイナーがデザインを完成させたのと同時に、創作者に自動的に発生する権利です。よって、意匠登録を受ける権利を取得するためには、特許庁に対する申請や出願といった官公庁における手続などを行う必要はありません。

「**創作者**」とは、特許法上の発明者と同様に、意匠を創作する行為に現実に加わった者をいいます。よって、以下のような者は、デザインの制作に何らかのかたちで関与しているものの、意匠を創作したとはいえないため、創作者には該当しません。

- ・ **法人**

例) 会社、研究所、官公庁、組合、その他の各種団体など

- ・ **補助者**

例) デザインを制作するための資料の収集を手伝ったにすぎない者

- ・ **助言者**

例) デザイナーに意匠に関する簡単なアドバイスを行ったにすぎない者

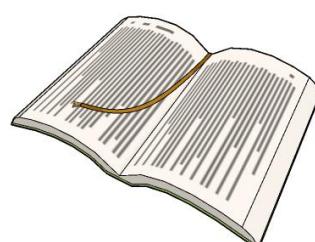
- ・ **指示者**

例) デザイナーにデザインの制作を発注した発注元

- ・ **後援者**

例) 意匠の制作に必要な資金や機器を援助したにすぎない者

ただし、意匠登録を受ける権利は売買や相続といったかたちで、他人に移転することができます。したがって、創作者でない者が意匠を出願する場合には、創作者からこの権利を譲り受ける必要があります。たとえ社内で社員がデザインを制作した場合であっても、会社はその社員から意匠登録を受ける権利を譲り受けなければ、そのデザインについて意匠登録の出願を行うことができません。



## II. 意匠登録のメリット

### 1. 意匠独占のメリット

意匠権を取得するメリットの1つ目は「**意匠の独占**」です。意匠権とは、意匠権を保有する意匠権者だけが登録意匠およびその類似意匠を製品化して販売するなどして実施できる独占的な権利だからです。

したがって、自社のデザインについて、特許庁に出願を行って意匠の登録をしておけば、自社の意匠と同一または類似の意匠を実施している他社に対して、自社の意匠権の侵害を主張することができます。

意匠権の侵害がなされた場合には、侵害品の製造の中止などを求める差止請求、意匠権の侵害により自社に生じた損害の賠償を求める損害賠償請求、模倣品が粗悪品であるために自社の信用が損なわれた場合に新聞紙上への謝罪広告の掲載を求める信用回復措置請求などを行うことができます。

メリット①  
意匠の独占

### 2. 意匠防衛のメリット

意匠権を取得するメリットの2つ目は「**意匠の防衛**」です。意匠権とは特許庁で意匠登録を行った登録意匠およびその類似意匠を独占的に実施することができる権利です。

自社が創作したデザインと同じようなデザインを他社も開発している可能性があります。しかし、自社がそのデザインについて先に特許庁に出願して登録しておけば、他社がそのデザインについて意匠権を取得してしまい、自社がそのデザインを利用できなくなってしまう事態を回避できます。

また、意匠権は登録意匠と同一の意匠だけでなく、登録意匠に類似する意匠まで独占することができる権利です。つまり、意匠権を取得することで幅広く自社のデザインの防衛を図ることができます。

メリット②  
意匠の防衛

### 3. 信用向上のメリット

意匠権を取得するメリットの3つ目は「**信用の向上**」です。意匠権とは特許庁の審査官による厳正な審査を通過するとともに、特許庁における意匠権の登録を受けることではじめて取得できる権利です。

つまり、自社の創作したデザインについて意匠登録を行っている企業であるということは、特許庁の厳正な審査を踏まえた意匠権を取得できるだけのデザイン力を備えている企業であるという社会的な信用が得られるのです。

また、意匠登録が認められた意匠は、特許庁により意匠公報に掲載され、広く社会に公開されます。つまり、自社の創作したデザインについて意匠権を取得することで、発明・考案・意匠・商標・著作権といった知的財産を重視している企業であるという社会的に高い評価が得られるでしょう。



### 4. 利益確保のメリット

意匠権を取得するメリットの4つ目は「**利益の確保**」です。デザインは企業にとって非常に重要な知的財産の1つですが、意匠登録を行っていない意匠は他社に真似されやすいという問題があります。

意匠権という自社のデザインを独占できる権利を取得しておけば、意匠法による保護を受けられます。つまり、意匠権を取得したデザインを他社に模倣されることなく、自社だけで実施する利益を確保できます。

また、自社のデザインに意匠権という明確な権利を取得しておけば、自社のデザインを他社に譲渡したりライセンスしたりするときに、契約を円滑に行うことができます。そうすると、他社に意匠権の譲渡やライセンスを行いやすくなり、より大きな利益を確保することができます。



### III. 意匠登録までの手続

#### 1. 意匠登録出願前の手続

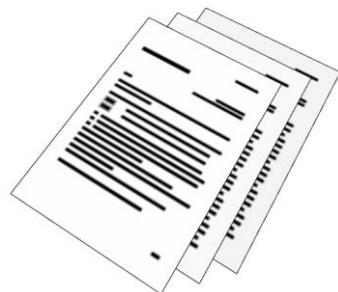
物品・画像・建築物に関する新しいデザインを考え出し、意匠権を取得したいとお考えであれば、その意匠が意匠登録を行うための要件を満たしているか否かについて「**事前の検討**」が必要です。意匠登録の要件を満たしていないければ、たとえ特許庁に意匠登録出願を行っても、意匠権を取得することはできないからです。

特に、他人が同様の意匠についてすでに意匠権を取得しているか否か、同様のデザインが新聞や雑誌といった刊行物あるいはウェブサイトに掲載されているか否かについて「**先行意匠調査**」を行うことが重要です。

他人が意匠権を取得した意匠は、特許庁が発行する公報に掲載されており「特許情報プラットフォーム」のウェブサイトにて、一般の方でも自由に検索・閲覧することができます。また、このウェブサイトでは上記のような刊行物に関する情報も公開されています。

以上の検討を踏まえて、意匠権を取得できるデザインだと思われたら、特許庁に提出する出願書類一式（願書・図面〔あるいは図面に代替する写真・ひな形・見本〕）を作成します。

そして、出願書類の提出と出願料の納付を行って、特許庁に「**意匠登録出願**」を行います。特許庁への手続は、紙媒体でも行えますが、専用のソフトウェアを利用して電子的に行うこともできます。



#### 2. 意匠登録出願後の手続

特許庁は出願人から出願書類を受領すると、出願書類が意匠法の定める様式に従っているか否か、出願料がきちんと納付されているか否かといった形式的な要件（方式要件）に関する審査を行います。意匠法におけるこのような要件の審査を「**方式審査**」と呼びます。

次に、特許庁の審査官が、出願された意匠が工業上利用可能性・新規性・創作非容易性といった意匠法が定める各種の意匠登録の要件を満たしているか否かといった実体的な要件（実体要件）に関する審査を行います。意匠法におけるこのような要件の審査を「**実体審査**」と呼びます。

なお、意匠法は特許法における出願審査請求制度を設けていませんので、順番が来れば審査官が自動的に審査を行います。大まかな審査の時期は特許庁の右記ウェブページ「意匠審査スケジュール」で確認できます。また、実体審査を早めてもらう制度もあります。

審査官が意匠登録の要件を満たす意匠であると判断すれば「**登録査定**」が行われます。そして、登録査定から 30 日以内に意匠権の設定を行うための登録料を特許庁に納付しなければなりません。

意匠登録が行われたデザインを特許庁が意匠公報に掲載することで、特許庁における意匠登録手続は終了します。意匠登録出願から意匠権の取得までは約 7 カ月かかっています。



### 3. 意匠登録審査後の流れ

審査官が意匠登録の要件を満たしていないと判断した場合、出願人に対してこのままでは意匠登録を認めることができない旨をその理由とあわせて通知します。これを「**拒絶理由通知**」といいます。

出願人がなお意匠権の取得を希望するのであれば、審査官の見解に反論を行う意見書を提出したり、出願書類の誤りを修正する手続補正書を提出したりして対応します。このような対応により、審査官が意匠登録の要件を満たしていると判断すれば「**登録査定**」が行われます。

一方、出願人がこのような対応をしても、審査官がなお意匠登録の要件を満たしていないとの判断を変えなければ「**拒絶査定**」が行われることになります。

出願人がなおも意匠権の取得を希望するのであれば、拒絶査定を受けた日から 3 ヶ月以内に「**拒絶査定不服審判**」を請求して、更に特許庁の審判官に対し不服を申し立てることができます。

審判官が審理を行い、意匠登録の要件を満たしていると判断すれば「**登録審決**」が行われて意匠権を取得することができます。一方、審判官も意匠登録の要件を満たしていないと判断すれば「**拒絶審決**」が行われます。

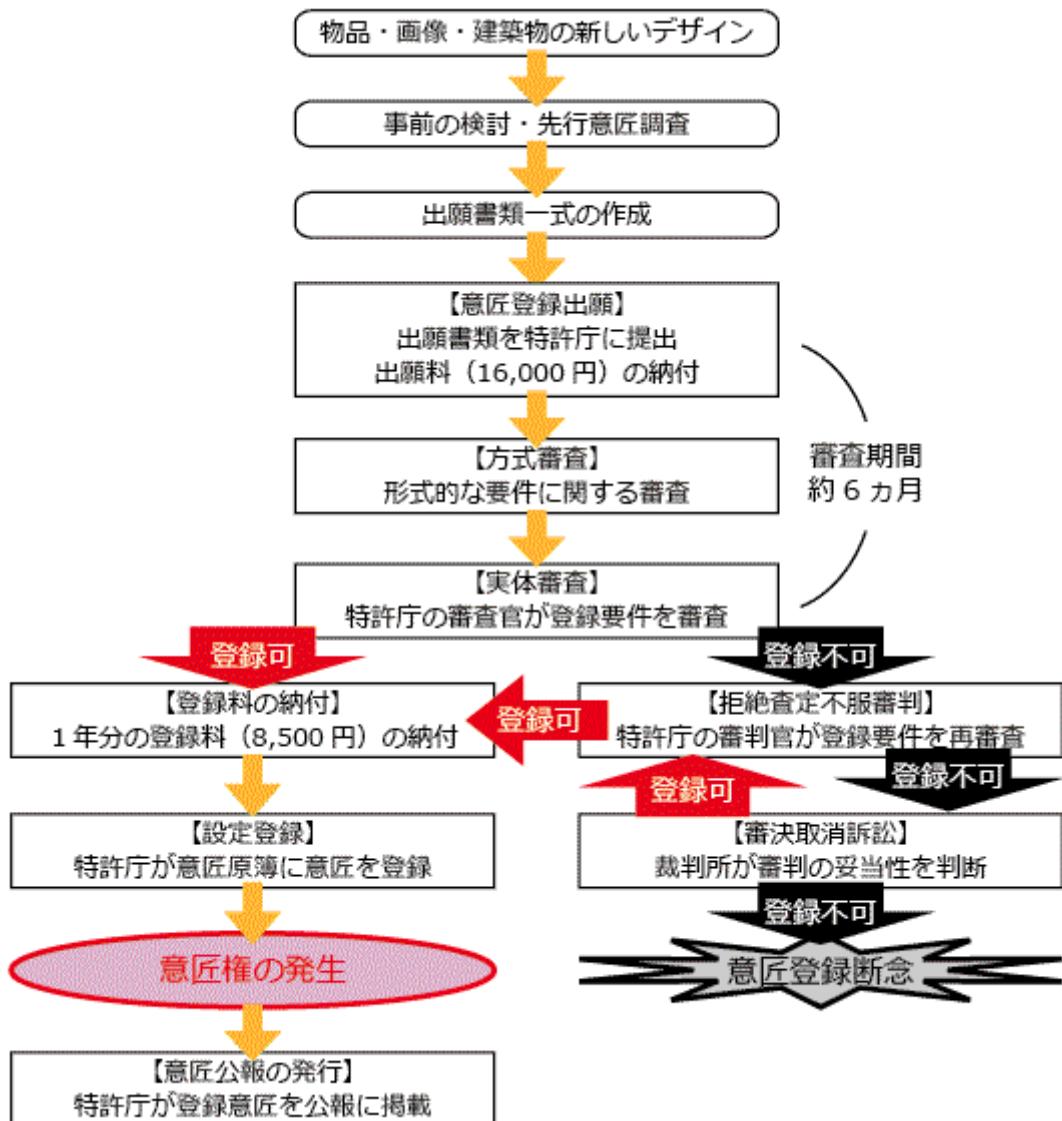
それでも出願人が意匠権の取得を希望するのであれば、拒絶審決を受けた日から 30 日以内に東京高等裁判所に「**審決取消訴訟**」を提起して、裁判所に拒絶審決に対する不服を申し立てることができます。

裁判所が拒絶審決を取り消すと、特許庁の審判において再度審理が行われることになります。一方、裁判所が拒絶審決を維持すると、最終的には意匠権を

取得することができなくなります。もちろん東京高等裁判所の判決に不服があれば、最高裁判所に上告することもできます。

#### 4. 意匠登録手続のフロー

以上にご説明した特許庁における意匠登録出願から意匠権の取得までの意匠登録手続の流れをフローチャートにまとめると、以下の表のようになります。



## IV. 意匠登録の費用料金

### 1. 意匠登録手続の官公庁費用

意匠権を取得するための「**費用**」として、まず、特許庁に支払う「**官公庁費用**」がかかります。この費用は、特許庁における意匠登録の手続について、特許事務所や弁理士にその代行を依頼せず、お客様ご自身で行われる場合であってもかかる費用です。

官公庁費用としては出願料と登録料の2種類の特許印紙代がかかります。まず、「**出願料**」とは特許庁に対して意匠登録の出願を行うための費用であり、その金額は一律に16,000円です。出願料は、意匠登録出願と同時に特許庁に支払います。

次に、「**登録料**」とは特許庁で意匠権を取得するための費用です。登録料は、特許庁の審査官から意匠権の登録を認める旨の登録査定が送られて来てから、30日以内に納めなければなりません。

意匠登録の登録料は、特許権の登録・実用新案登録・商標登録とは異なって、1年分から納付することができます。意匠登録に必要な1年分の登録料の金額は8,500円です。

そうすると、意匠権を取得するための最低限の官公庁費用としては、(出願料) 16,000円 + (登録料) 8,500円 = (合計) 24,500円かかることになります。

意匠権は、特許庁に意匠の出願を行った日から最長で25年間維持することができます。しかし、意匠権を維持するためにも、特許庁に登録料（年金）を支払わなければなりません。

意匠権を維持するための登録料の金額は、以下の表のとおりです。意匠権の登録から年数が経つにつれて、登録料の金額が上昇していく料金体系になっています。なお、2年分といったように、複数年分を納付することもできます。



#### 意匠権を維持するための登録料

意匠登録からの年数	1年分の意匠登録料の金額
第1年から第3年まで	8,500円
第4年から第25年まで	16,900円

## 2. 特許取得手続の弁理士費用

次に、お客様が特許庁における特許権を取得するための手続を特許事務所に依頼した場合に、弁理士に支払う「**代理人費用**」についてご説明します。代理人費用は、一般に、特許庁に発明を出願した際に支払う「**出願手数料**」と、特許が登録された際に支払う「**成功報酬**」の二段階で支払われます。

ここで、日本弁理士会が調査した「特許事務報酬（弁理士手数料）に関するアンケート」では、代理人費用の金額について、以下のような回答結果が得られています。

他の特許事務所へと特許権の取得手続をご依頼された場合、その代理人手数料の平均金額は、出願手数料 300,237 円 + 成功報酬 118,445 円 = 418,682 円【他特許事務所】です。

当特許事務所に特許権の取得手続をご依頼いただいた場合、その代理人手数料の平均金額は、出願手数料 180,000 円 + 成功報酬 100,000 円 = 280,000 円【当特許事務所】です。また、出願審査請求手続に 5,000 円をお願いしております。

そうすると、特許庁に支払う官公庁費用と弁理士に支払う代理人費用を合計した特許の取得に必要な費用の総合計額は、以下の表にまとめることができます。官公庁費用は最低限必要な金額を示しています。

特許取得費用の比較			
ご料金の比較	官公庁費用	代理人費用（税込）	合計
他特許事務所	24,500 円	184,555 円	209,054 円
当特許事務所	24,500 円	132,000 円	156,500 円

## 3. 当特許事務所の弁理士費用

当特許事務所の弁理士に意匠法に関する手続をご依頼いただいた場合の「**ご料金表**」を以下にお示しします。

- 先行意匠調査

弁理士が従来の意匠を調査し意匠権の取得可能性についてご報告します。

- 意匠登録出願

弁理士が意匠登録出願に必要となる書類を作成して特許庁に提出します。

- 補正書の提出

出願書類をはじめ特許庁に提出した各種の書類について修正を行います。

## ・意見書の提出

特許庁の審査官から拒絶理由通知が送られてきた場合に反論を行います。

## ・出願の分割

複数のデザインが含まれている意匠登録の出願を分けることができます。

## ・出願の変更

意匠登録出願から特許出願や実用新案登録出願に出願形態を変更します。

## ・拒絶査定不服審判の請求

審査官が拒絶査定を行った際に特許庁の審判官へと不服を申し立てます。

## ・意匠登録

意匠登録の手続が完了し意匠権が発生したことをお客様にご連絡します。

## ・登録料の納付（権利管理）

意匠権の維持についてお客様へのご連絡と登録料の納付手続を行います。

## ・意匠権の契約書作成

意匠権に関するライセンスや譲渡といった他社との契約書を作成します。

## ・意匠権の調査鑑定

お客様の製品が他社の有する知的財産権に抵触するか否かを調査します。

## ・意匠権の紛争解決手続

知的財産仲裁センターなどでの意匠に関する紛争解決手続を代行します。

意匠登録手続のご料金表

お手続の内容	基本手数料額（消費税込み）
意匠登録に関するご相談	無料
先行意匠調査	22,000 円～44,000 円
意匠登録出願	77,000 円（先行技術調査料を含む）
補正書の提出	33,000 円
意見書の提出	55,000 円
出願の分割	33,000 円
出願の変更	110,000 円
拒絶査定不服審判の請求	165,000 円
意匠登録（成功報酬）	55,000 円
登録料の納付（権利管理）	8,250 円
意匠権の契約書の作成	55,000 円
意匠権の調査鑑定	165,000 円
意匠権の紛争解決手続	165,000 円

#### 4. 弁理士費用の割引制度

当特許事務所では、すでにご自身で先行意匠調査を行ったお客様、ご自身で出願書類を準備していただいたお客様、そして関連するデザインの分野について複数件の意匠登録出願をご依頼いただいたお客様を対象として、意匠登録手続にかかる当特許事務所のご料金の「**割引制度**」をご用意しております。

##### ・先行意匠調査割引

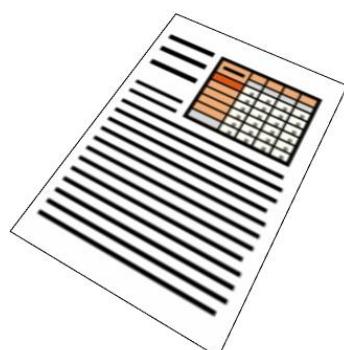
お客様にてご自身のデザインがすでに公開されている意匠であるか否かについて調査を行っており、当弁理士による調査が不要な場合、当特許事務所の出願手数料 7 万円から最大で 3 万円お値引きします。

##### ・出願書類作成割引

意匠登録の出願を行うために必要な図面などの出願書類をお客様にて準備していただき、当弁理士による書面の作成が必要でない場合、当特許事務所の出願手数料 7 万円から最大で 3 万円お値引きします。

##### ・複数件ご依頼割引

これまでに当特許事務所にご依頼いただいた意匠登録出願と関連する意匠であって、以前の出願書類が活用できる新たなデザインの出願につきましては、当特許事務所の出願手数料 7 万円から最大で 3 万円お値引きします。



## V. 意匠登録の申請様式

### 1. 意匠登録の出願の様式

特許庁で意匠の登録を行って意匠権を取得するためには、意匠法に規定された一定の書式に基づく「**出願書類**」を特許庁に提出しなければなりません。きちんとした出願書類を作成しないと、出願しても意匠権を取得できなかったり、意匠権を取得できても自分に不利な内容になったりすることがあります。

意匠登録出願を行うためには、願書と図面からなる**2つの出願書類**を特許庁に提出しなければなりません。一定の要件を満たしていれば、図面以外に写真・ひな形・見本を提出することもできます。

特許庁への書面の提出は、紙媒体で作成した書面を特許庁に持参したり郵送したりするほか、専用のソフトウェアを用いてインターネットを通じて行うことができます。ただし、紙媒体で作成した書面を特許庁に提出した場合は、特許庁で願書を電子化するための「**電子化手数料**」(1件当たり 2,400円 + 800円 × 枚数) が別途かかりますので注意してください。

#### 【用紙の大きさ】

出願書類の用紙はA4用紙（横21cm・縦29.7cm）を用います。

#### 【文章の書き方】

文章は左横書き・1行は36文字・1頁につき29行以内で記載します。

#### 【文字の表し方】

文字は全角文字・黒色・10～12ポイントの大きさにより記載します。

#### 【ページ数記入】

複数枚からなる書類は各ページのヘッダー右端にページ数を記入します。

#### 【見出しの括弧】

各書類の見出しには「**【書類名】意匠登録願**」のように【】を付けます。

### 2. 意匠登録の願書の記載

特許庁に意匠の出願を行う際に必要となる書類の1つ目は「**願書**」です。願書は「出願人は誰なのか」「意匠を考え出した人は誰なのか」「書類の提出日はいつか」といった形式的な事項を主に記載するための書類です。願書に記載する必要がある主な記載事項は以下の**11項目**です。

**【書類名】**

願書における表題を記載すべき最上部には「意匠登録願」と記載します。

**【整理番号】**

その意匠登録出願を区別するために、ローマ字・アラビア数字・ハイフンなどを組み合わせた10字以下の記号を記載します。

**【提出日】**

特許庁に対して意匠登録出願に関する書類を提出する日付を記載します。

**【あて先】**

意匠登録を請求する相手方となる「特許庁長官殿」と記載してください。

**【意匠に係る物品】**

意匠登録出願を行う意匠が関わる物品・建築物・画像の用途を記載します。具体的には経済産業省令で定められた「物品の区分」を記載します。物品の区分は「特許庁のウェブサイト」で調べることができます。「ペン立て」の意匠であれば「ペン立て」と記載します。

**【意匠の創作をした者】**

意匠登録出願を行う意匠を考え出した人の住所または居所および氏名を記載します。その意匠の創作に関わった人が複数いる場合は、その全員について記載します。

**【意匠登録出願人】**

意匠の出願を行って将来意匠権を取得することになる出願人の住所または居所および氏名または名称などを記載します。意匠の創作をした人と出願人が同じ人である必要はありません。また、他社と共同で出願して意匠権を取得するような場合は、その全員について記載します。

**【代理人】**

意匠権を取得するための特許庁における手続を弁理士に依頼した場合、代理人となった弁理士の住所または居所および氏名または名称などを記載します。

**【提出物件の目録】**

願書とあわせて特許庁に提出する図面（または写真・ひな形・見本）について各書類の名称を記載します。また、弁理士に特許を取得する手続を依頼した旨の委任状といったその他の書面をあわせて特許庁に提出する場合も、その書類の名称を記載します。

**【意匠に係る物品の説明】**

新商品や多機能商品に関する意匠を出願する場合、その物品・建築物・画像の使用目的や使用状態などを記載して、その意匠がどのような物品・建築物・画像に関するものかを理解しやすくなります。

#### 【意匠の説明】

意匠に係る物品の材質や大きさに特徴がある場合、図面の記載に透明な部分が含まれている場合、同じ線図になるため一部の図面を省略した場合、あるいは変身おもちゃのように形態が変化する意匠といったように、意匠登録出願を行う際に特殊な事情がある場合には、その特殊な事情を記載します。

### 3. 意匠登録の図面の記載

特許庁に意匠の出願を行う際に必要となる書類の2つ目は「**図面**」です。一定の要件を満たせば、図面の代わりに写真・ひな形・見本を提出することもできます。これらの書類は、意匠登録出願を行うデザインを具体的に特定するための書類です。図面を作成する際の主な注意事項は以下の5項目です。

#### 【書類名】

書類の最上部のタイトルを表示する箇所に「図面」と記載してください。

#### 【図面のサイズ】

図面は横150mm・縦113mmの範囲内で作成する必要があります。

#### 【線の幅】

実線および破線の太さは約0.4mm、切断面を表す平行斜線および鎖線の太さは約0.2mmとされています。

#### 【図を描く方向】

その物品などを通常使用する状態において、正面や上下の方向が定まっている意匠であれば、その方向にしたがって正面や平面などを決め、正面図や平面図などを作成していきます。



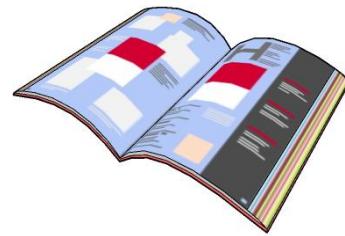
#### 【図面の書き方】

その意匠が立体的なものであれば、正投影図法・等角投影図法・斜投影図法を用いて図面を作成します。正投影図法を用いる場合、下図のように同一の縮尺で正面図・背面図・左側面図・右側面図・平面図・底面図を作成します。

また、必要に応じて断面図や斜視図などを加えることもできます。色紙や布地のように、その意匠が平面的なものであれば、同一の縮尺で表面図・裏面図を作成します。

#### **4. 意匠登録の写真の記載**

特許庁に意匠の出願を行う際、上記の図面ではなく意匠を表した「**写真**」を提出することもできます。意匠登録出願に用いる写真を作成する際の注意事項は以下の4つです。



##### **【作成すべき写真】**

意匠を写真で表す方法は、基本的には意匠を図面で表す方法と同じです。例えば、正投影図法を用いた場合に作成される正面図・背面図・左側面図・右側面図・平面図・底面図の各図と同様の写真を提出することになります。

##### **【写真の撮影方法】**

背景や撮影台に描かれた模様といった意匠を構成しない要素が写真に映り込まないように注意してください。また、前方が大きく後方が小さく写るといった遠近感を生じないようにして撮影します。

##### **【写真の加工】**

デジタル方式で撮影した写真のデータについては、意匠を鮮明にしたり、背景などの意匠を構成しない要素を消去したりして加工したものを写真として提出することができます。ただし、撮影した写真に線や図形を書き加えるような加工を施したものではなりません。

##### **【写真と図の組み合わせ】**

写真と図を組み合わせて意匠を特定することもできます。例えば、意匠そのものは図面で表し、その物品を使用する状態などは写真で表すような場合です。ただし、写真と図面の整合性をとる必要があります。写真と図面で表されている意匠が大きく異なるようなことがあってはなりません。

#### **5. ひな形・見本の注意点**

特許庁に意匠の出願を行う際、上記の図面ではなく意匠を表した「**ひな形**」や「**見本**」を提出することもできます。ひな形とは意匠を表した模型、見本とは意匠そのもののサンプルのことです。意匠登録出願を行うに際して、ひな形や見本を提出するときの注意事項は以下の3つです。

##### **【提出物の大きさ】**

ひな形や見本を提出できるのは、その大きさが縦26cm・横19cm以下の意匠であり、その厚さが7mm以下の意匠に限定されています。ただし、布地や

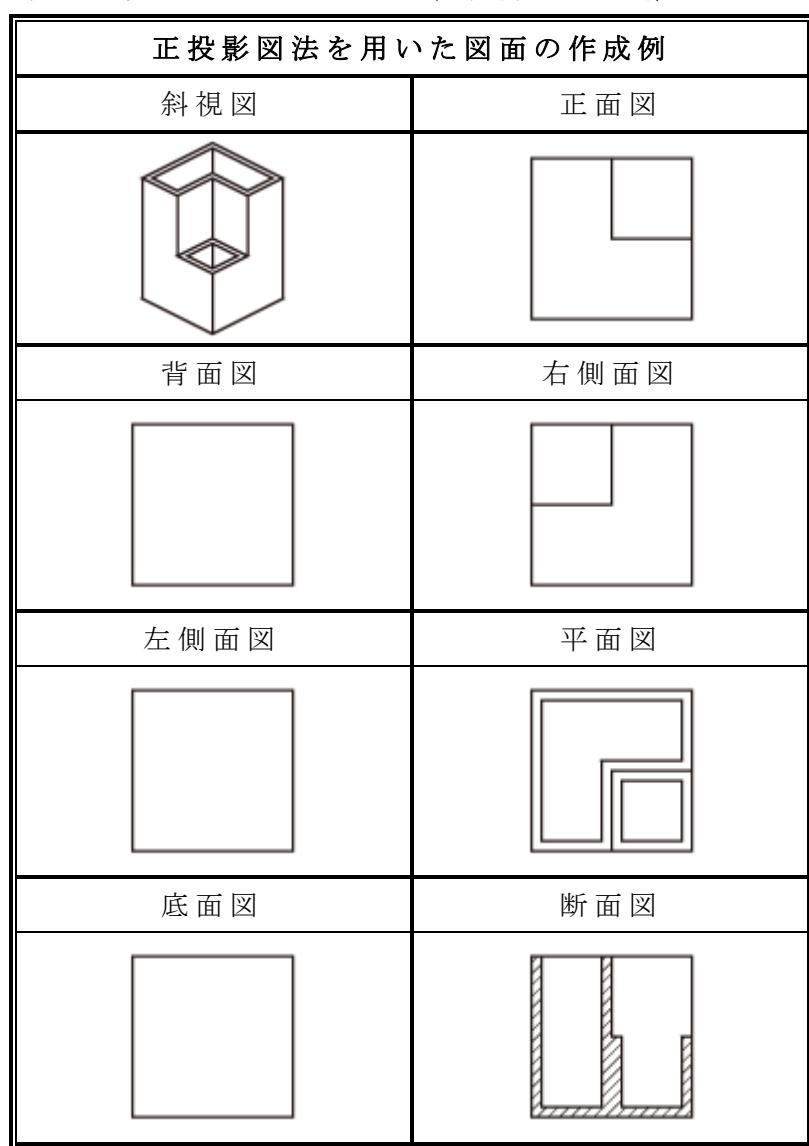
紙類については、縦横 1 m 以下であって、厚さ 7 m 以下に折りたたんで下記の袋に収納できるものであれば提出することができます。

**【提出できるもの】**

ひな形や見本を提出できるのは、壊れにくいものであり、容易に変形や変質する事なく、取扱いや保存に不便でないものです。よって、薄いガラスでできた繊細な装飾品のような破損しやすいもの、食品のような劣化したり腐敗したりするものは、ひな形や見本として提出することはできません。

**【特許庁への提出】**

A4 サイズの台紙を用意し、書類名、出願人の氏名、出願日、出願番号、意匠に係る物品を記載します。そして、ひな形や見本を収納した丈夫で透明な袋を台紙に貼り付けて提出します。このとき、ひな形や見本を保護しようとして、さらに袋や小箱に収納して提出しないようにしてください。そのような袋や小箱まで意匠登録しようとしているものと、特許庁に誤解されるためです。



## VI. 意匠登録の質問相談

### 1. 意匠登録の出願に関する Q & A

Q 1. 日本では、意匠の出願は毎年どれくらいの件数が行われていますか？

A 1. 意匠登録出願は1年間に約3万2千件行われています（2024年）。

Q 2. 日本では、申請されたデザインの内、どれくらいの件数が意匠権を取得していますか？

A 2. 1年間に約2万7千6百件の申請が意匠権を取得しています（2024年）。

Q 3. 世界全体では意匠の出願は毎年どれくらいの件数が行われていますか？

A 3. 世界全体としては、意匠登録の出願は1年間に約152万件行われています（2023年）。

Q 4. 世界で意匠の出願件数が多い国はどこですか？

A 4. 1位が中国で82万6千件、2位が米国で6万件、3位が韓国で5万9千件です（2023年）。



### 2. 意匠登録の手続に関する Q & A

Q 1. 個人が意匠の出願を行って、意匠権を取得することはできますか？

A 1. 個人でも意匠権を取得できます。個人による出願は1年間に約2千2百件です（2023年）。

Q 2. 特許庁に意匠登録を申請する際にどのような書類を提出するのですか？

A 2. 意匠の出願に際しては、願書と図面の2つの書類を特許庁に提出する必要があります。ただし、一定の条件を満たせば、図面以外に、写真、ひな形（模型）、見本（サンプル）を提出することもできます。

Q 3. 日本では意匠の申請を行ってからどれくらいの期間で意匠権を取得できますか？

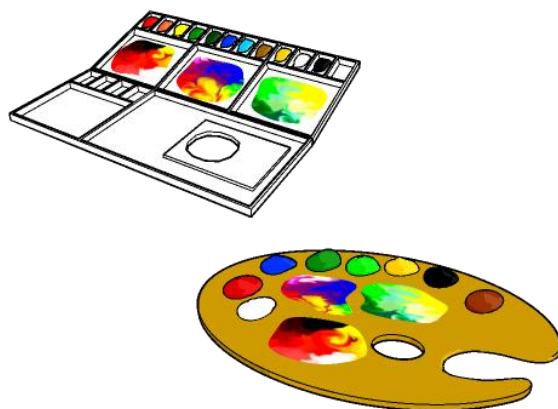
A 3. 現在、意匠登録出願を行ってから、特許庁の審査官が最初の判断を示すまでに約6ヶ月かかっています。ただし、一定の要件を満たせば、早期の審

査を請求することができます。その場合の審査は、約2.1ヶ月かかります（2024年）。

Q 4. 意匠権の取得にはどのような費用がかかりますか？

A 4. まず、特許庁に納付する特許印紙代などの官公庁費用がかかります。また、弁理士に依頼した場合には、特許事務所に支払う代理人手数料がかかります。





# Design

## 中川特許事務所

住所：〒231-0006  
神奈川県横浜市中区南仲通3-35  
横浜エクセレントⅢ 5階 E号室  
TEL：045-651-0236 FAX：045-263-9517  
E-mail：customer@ipagent.jp  
URL：<http://www.ipagent.jp>  
©2024 弁理士 中川 淳宗  
本パンフレットは著作権法による保護の対象になり  
無断で複製・配布・アップロードなどはご遠慮願い

